

総務委員会

令和8年9月1日(火)
時 分～ 時 分
第1委員会室

【委員】 沖田委員長、柳楽副委員長、
戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員

【執行部】

(総務部) 山根総務部長、末岡総務課長
(地域政策部) 田中地域政策部長、大屋政策企画課長
(消防本部) 赤岸消防長、大橋総務課長

【事務局】 森井書記

【議 題】

- 1 所管事務調査事項について
- 2 9月9日(水)の委員会審査日程等について
- 3 議会による事務事業評価について(委員間で協議)
- 4 【取組課題】防災・減災について(委員間で協議)
- 5 その他
 - (1) 委員会活動レポート(はまだ議会だより Vol.83)の原稿について
 - (2) その他

令和 8 年 9 月 9 日(水) 10 時開催の総務委員会における予定議題

1 請願審査

- (1) 請願第 70 号 公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について（継続審査）
- (2) 請願第 75 号 専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について（継続審査）
- (3) 請願第 76 号 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について（継続審査）
- (4) 請願第 90 号 回覧板のデジタル化に関する請願について（継続審査）
- (5) 請願第 95 号 リハビリテーションカレッジ島根の存続に向けた公的支援を求める請願について（継続審査）
- (6) 請願第 111 号 江角副市長の市議会総務委員会での答弁について説明を求める請願について
- (7) 請願第 112 号 金城中学校スキー事故における責任所在の明確化、関係者の処分状況及びその理由の適正な開示に関する請願について
- (8) 請願第 113 号 市役所職員における日報等の業務記録を活用した業務可視化・引き継ぎ円滑化についての検討を求める請願について
- (9) 請願第 114 号 公共事業における費用便益分析(CBA)の活用についての検討を求める請願について
- (10) 請願第 115 号 公共施設の総コストの見える化についての検討を求める請願について
- (11) 請願第 116 号 公共施設再配置計画のさらなる見える化についての検討を求める請願について
- (12) 請願第 117 号 市有財産の適正な使用料及び貸付の透明性についての検討を求める請願について
- (13) 請願第 118 号 過去の公共事業・行政事業の検証と政策への反映についての検討を求める請願について
- (14) 請願第 119 号 出雲大火、佐賀関大火、及び熊本地震の教訓を踏まえた大規模災害に強い消防体制の構築と消防指令業務の広域共同化検討を求める請願について

2 議案第 52 号 財産の無償譲渡について（旧木田分団 1 班消防ポンプ車庫）

3 議案第 54 号 弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

4 同意第 4 号 浜田市教育委員会委員の任命について

5 同意第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について

6 同意第 6 号 浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

7 執行部報告事項

8 所管事務調査

9 議会による事務事業評価について（委員間で協議）

10 【取組課題】防災・減災について（委員間で協議）

11 その他

浜田市議会議長
澁谷幹雄 様

令和8年8月14日

江角副市長の市議会総務委員会での答弁について説明を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

【請願趣旨】

令和8年6月26日の総務委員会において、江角副市長は、浜田市不当要求行為等防止対策要綱に規定する「強要」について、

「ここでいう強要とは、脅迫や暴力を要件とする刑法上の強要罪だけではなく、外見上は穏当な反復的対応要求であったとしても、事務事業の円滑かつ適正な執行及び職員の安全を妨げる行為も対象としている」

と答弁しました。

しかし、同要綱には「強要」についてこのような定義は規定されておらず、私が確認する限り、浜田市の条例、規則その他の例規にも、この解釈を定めた規定はありません。

行政ルールについて議会で説明された内容が、本当に浜田市のルールに基づくものなのかを確認し、そうでないのであれば、なぜそのような説明をしたのか確認していただきたく、請願いたします。



【請願理由】

1. 江角副市長は、市議会総務委員会での答弁において、市のルールに無い「強要の定義」を説明し、不当要求行為の認定を維持する旨を話している。
2. 江角副市長が示した「強要」の定義が、法令、条例、規則、要綱その他に載っていない。
3. 議会における請願審査は、正確な事実に基づいて行われる必要がある。

以上の理由により、江角副市長の上記答弁について、その根拠となる法令、条令、規則、要綱、その他の規定を議会として確認していただきますよう、お願い申し上げます。

請 願 書

請願第112号

10

令和8年8月14日

浜田市議会議長 様

令和8年8月14日

浜田市議会議長 様

請願者住所:

氏名:

電話番号

紹介議員

森谷公昭



件名:金城中学校スキー事故における責任所在の明確化、関係者の処分状況及びその理由の適正な開示に関する請願

一、請願の趣旨

平成30年1月17日に発生した浜田市立金城中学校のスキー教室における生徒の重傷事故に関し、事故当事者、指導員、学校関係者、教育委員会職員、およびその他関係職員に対して、行政上・法的な「責任があったのか、無かったのか」、そして「責任があったとするならばなぜあったのか、無かったとするならばなぜ無かったのか」という、具体的な判断理由と客観的根拠を明確にすることを求めます。これらに伴い執行部および教育委員会が下した関係者への処分(懲戒処分、訓告、嚴重注意など)の具体的な状況について、個人情報保護に配慮した公開可能な適正範囲において、包み隠さず速やかに報告することを請願します。

あわせて、浜田市行政が過去の不祥事(職員の飲酒運転同乗事件)の処分情報公開プロセスにおいて露呈した、「当初は存在の有無すら曖昧にし、情報公開請求に対して大部分を真っ黒にして非開示とし、その後、裁判などの追及によって段階的に情報を小出しにする」という、不自然かつ卑怯とも言える二枚舌の不誠実な隠蔽体質を、本件スキー事故においては一切排除し、「法律上公開できる正しい範囲で、最初からきっちりと開示する」という、公正明大かつ誠実な行政姿勢を貫くよう、市議会から執行部および教育委員会に対して強く働きかけることを求めます。

二、請願の理由

1. スキー事故の発生と、初期対応における重大な瑕疵(「誠意をもった対応」の表明と「1年間の放置」の実態)

平成30年1月17日、金城中学校の生徒が大佐山でのスキー教室中に重傷を負う重大事故が発生しました。事

故直後、平成 30 年 1 月 29 日に開催された第 152 回教育委員会定例会において、教育委員会は自ら以下の通り、責任の所在を整理し、誠意をもって対応する方針を確認していました。

【第 152 回浜田市教育委員会定例会議事録(平成 30 年 1 月 29 日)における石本教育長(当時)の発言】

「終わった後の懇談会の中で少し詳しくお話をしたいと思っているが、保護者からも責任はどこにあるのかといった話も出ており、その辺も整理して誠意をもって話していく必要があるのだろうと思っているところである。」

しかしながら、この公の場での表明とは裏腹に、行政が実際にとった対応は極めて不誠実な「放置」でした。事故から 1 年半近く経過した令和元年 6 月 19 日の全員協議会において、教育委員会が被害生徒の保護者と「丸 1 年間、全く面会も接触もしていなかった」という衝撃的な事実が暴露され、市議会から極めて厳しい批判を浴びることとなりました。

【浜田市議会 全員協議会会議録(令和元年 6 月 19 日)より抜粋】

佐々木議員:「この件は所管の総務文教委員会にも陳情が何度も上がって、そのたびに教育委員会にいろいろ問い合わせる中、そこそこその対応がなされてきた感覚を持っていましたが、今回の報告で 1 年間ほとんど放置していた印象を受けました。全国的に教育委員会の事故対応のずさんさが指摘されていますが、今回はそこまではいかなくとも似通ったケースだった感覚を持っています。なぜもっと早い面談なり次の対策なり、少しでも被害者が安心できるような対応がされてこなかったのかうかがいます。」

教育長:「私から経緯を説明させていただきます。確かに教育委員会としても事故後すぐに保護者にお会いして、今後の事や諸々をご相談させていただいてきました。その後、保護者と 1 年間接触ございませんでしたが、子供さんの様子については学校を通じて時折聞いていましたし、また、事故再発防止に向けて教育委員会としては最優先でもあり、安全対策ガイドラインの作成に向けて取り組んでいました。市民の方から陳情等が上がっていましたが、保護者の方から直接には届いていなかったのも、ついつい教育委員会の認識が甘かったというか、ご両親とお会いする機会がずっとなかった点を、先日お会いした時に謝罪いたしました。」

事故対応において最も重要であるべき「被害生徒および保護者への誠意ある対話」を、自ら「ついつい認識が甘かった」と言い放ち、1 年間も放置していたという事実は、教育行政として弁解の余地のない重大な瑕疵(過失)です。このような不誠実な対応を招いたことに対し、学校や教育委員会は「責任があったのか、それとも責任が無かったのか」、あったとすれば誰がどのような責任を負い、どのような処分が下されたのか。無かったとするならば、なぜ 1 年もの放置が許されたのかという理由を市民にきっちりと論理的に説明する義務があります。

2. 市議会による「責任問題を避けないこと」を求める陳情採択の重み

本事故における行政の説明姿勢に対し、令和 4 年 2 月 10 日、被害関係者および市民から「金城中学校のスキー事故に関する陳情について」(陳情第 23 号、紹介議員:森谷公昭)が提出されました。その内容は以下の通り、極めて切実なものでした。

【陳情第 23 号「金城中学校のスキー事故に関する陳情について」要旨(令和 4 年 2 月 10 日)】

「金城中のスキー事故について責任問題を避けたいで欲しい。どうも、調停が保険や金の話が中心で、親も不満を持っている。責任問題についても触れてほしい。執行部へ働きかけてほしい。」

この陳情は、令和 4 年 3 月 4 日の総務文教委員会において、出席委員の「全員一致」で採択されました。すなわち、市議会全体としても「調停を金銭・保険の話だけで終わらせ、核心である『責任問題』を意図的に避けるような不誠実な対応は許されない。必ず責任の所在を明確にし、執行部へ働きかけるべきだ」という公式な意思決定を下したのです。それにもかかわらず、現在に至るまで、関係者の処分状況や組織の法的・行政的責任の判断根拠は、一切市民へ説明されておらず、全員一致の議決が完全に形骸化されています。

3. 職員飲酒運転同乗事件における「黒塗り・小出し開示」に見る極めて不誠実な隠蔽体質への批判

請願者が本件において強く排除を求め、かつ市行政に対して厳しく弾劾するのは、不祥事の隠蔽や「小出しの情報公開」を繰り返す不誠実な体質です。その決定的な証拠が、平成 30 年 12 月に発生した「市職員による飲酒運転同乗事件」に関する公文書開示プロセスです。まず、処分対象となった不祥事の具体的な内容および処分理由は以下の通り極めて悪質なものでした。

【市職員の飲酒運転同乗に係る懲戒処分説明書及び厳重注意書(平成 30 年 12 月 26 日決定)の原文】

「被処分者は、平成 30 年 12 月 11 日午前 4 時 30 分頃に自宅付近の駐車場で発覚した飲酒運転において、前日夜から飲酒し酒気を帯びた者の運転する車両に同乗していたものである。」

「この行為は、同法の違法性の有無、程度に関わらず、浜田市職員一同として『飲酒運転を追放する誓い』を浜田警察署長に対して行い、市役所として率先して飲酒運転を撲滅すべき立場にある中、また、管理職として部下職員を指導監督すべき立場にある中で発生したものであり、誠に遺憾である。そして、この一連の行為は、市民の信頼に背く極めて不適切な行為であり、市行政全般の信用を著しく傷つけ、職員全体の不名誉となる行為で社会的影響は大きく、その責任は重いものがある。」

(結果:地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号等に基づき、停職 3 月の懲戒処分。また管理監督責任不十分として、直属の上司へ以下の市長厳重注意:)

「このことは、市民の生命及び財産を守る立場にある市職員として断じてあってはならないことであり、市行政に対する市民の信頼を大きく損ね、職の信用を深く傷つけるものである。管理職がこのような事実を引き起こしたことは誠に遺憾であり、直属の上司として管理監督が不十分であったことは否めない」

市民の安全を率先して守るべき立場にある管理職が「飲酒運転追放の誓い」を裏切って同乗し、停職 3 月という重大な懲戒処分を受けていたにもかかわらず、市は、森谷公昭議員からの公文書開示請求に対して当初、以下のような「実質的な隠蔽(不開示決定)」を下しました。

【当初の公文書部分開示決定通知書】

決定番号:浜田市指令人 第 10 号(令和 7 年 3 月 17 日付、当初決定)

開示請求に係る公文書名:平成 30 年 12 月 26 日の市職員の処分にに関する一切の公文書

開示しない部分(非開示理由):特定の個人を識別することができるため(条例第 7 条第 2 号)。人事管理に係る事務に関し、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第 7 条第 6 号)。

この当初の「第 10 号決定」により、処分内容や厳重注意書、起案用紙などの書類は、ほぼ全体が真っ黒に塗りつぶされた状態で交付されました。ところがその後、裁判や法的な異議申し立てが進行し、不開示の妥当性が厳しく追及されて追い詰められると、市は手のひらを返したように以下の「変更決定」を交付したのです。

【変更後の公文書部分開示決定通知書(変更)】

決定番号:浜田市指令人 第 17 号(令和 8 年 7 月 28 日付、変更決定)

開示しない部分(変更内容):「(開示しない部分)職名、氏名及び内容(公表した部分を除く。)」から、新たに「(開示しない部分)職名、氏名及び内容(公表した部分を除く。)(ただし起案用紙、処分説明書、厳重注意書等については個人を識別する部分を除く。)」へと変更。

結果:当初は頑なに拒否し真っ黒であった書類の「約 9 割」が一挙に部分開示され、不祥事の具体的な詳細や上司への厳重注意書の文面が明らかとなった。

このように、追及が緩い段階では「真っ黒な不開示」で事実を揉み消そうとし、裁判手続きや厳しい批判に直面すると「慌てて約 9 割を開示する」という態度の激変は、極めて不自然であり、市民を愚弄する「卑怯な情報公開コントロール」そのものです。最初から情報公開条例および法律に基づき、公開可能な範囲を誠実に見極めていれば、最初から 9 割は問題なく開示できたはずです。このような「小出しにして時間稼ぎをし、隠し通せなくなったら渋々出す」という二枚舌のやり方を、生徒の生命と安全が脅かされた金城中学校スキー事故の責任追究において、絶対に繰り返してはなりません。

4.「最初から正しい適正範囲できっちりと」開示することによる説明責任の完徹

金城中学校スキー事故について、行政および教育委員会はこれ以上「処分は請願に馴染まない」などの便法的な形式論で対話を拒み、事実を闇に葬るべきではありません。「責任があったのか、それとも無かったのか。あったとするならばなぜ(どのような過失から)なのか、無かったとするならばなぜなのか」について、客観的な説明と具体的な処分状況(個人情報に触れない役職・処分区分・理由)を、最初から正しい開示範囲としてきっちりと示す必要があります。

不祥事の不誠実な開示隠蔽体質を正し、今度こそ最初から公正明大な情報公開を遂行することが、傷ついた被害生徒および保護者の尊厳を守り、失墜した浜田市の教育行政と市政全体への市民の信頼を回復する唯一の道です。市議会におかれましては、地方自治の本旨に基づき、執行部および教育委員会に対して強力かつ誠実に説明責任を果たさせるよう、本請願を採択されることを強く求めます。

市役所職員における日報等の業務記録を活用した業務可視化・引き継ぎ円滑化についての検討を求める請願

令和8年8月14日

あて先

浜田市議会議長 様

請願者

住所:

電話番号:

紹介議員

森谷公昭

1. 請願事項

浜田市役所において、職員の日々の業務内容、進捗、所要時間等を適切に記録・共有するため、日報等の業務記録を活用した業務の可視化、事務事業量の把握、人員配置の適正化及び人事異動等に伴う業務引き継ぎの円滑化について検討することを求めます。

2. 請願理由

(1)業務の可視化の必要性



行政組織において、限られた人員を適正に配置し、業務を効率化するためには、職員が実際にどのような業務に、どの程度の時間を費やしているのかを客観的に把握することが重要です。

特に、人口減少等により行政職員の確保が今後さらに難しくなることも想定される中、単純に職員数を増やすという方法だけではなく、

- ・ どの部署にどのような業務が集中しているのか
- ・ どの業務に多くの時間がかかっているのか
- ・ 同じような業務を複数の部署で行っていないか
- ・ デジタル化や AI 等によって効率化できる業務はないか
- ・ 人員配置を変更することで改善できる業務はないか

といった点を把握することが必要です。

そのためには、実際の業務実績に基づいたデータを継続的に蓄積することが有効であると考えます。

(2) 事務事業量調査への活用

浜田市において事務事業量を調査する場合にも、一定期間の実際の業務記録が蓄積されていれば、業務量をより具体的に把握できる可能性があります。

例えば、

「この業務には年間でどの程度の時間を要しているのか」

「特定の時期に業務が集中していないか」

「担当者に過度な負担が集中していないか」

などを把握することで、部署ごとの業務量や人員配置を検討するための客観的な資料とすることができます。

日報等の記録を単に職員の管理を目的とするものではなく、業務改善や適正な人員配置のための基礎データとして活用することについて検討することが重要です。

(3) 人事異動に伴う引き継ぎの円滑化

行政組織では、人事異動によって担当者が交代することが頻繁にあります。

その際、前任者が持っていた知識や経験が十分に引き継がれなければ、後任者が業務内容を一から確認しなければならず、行政サービスの停滞や職員の負担につながる可能性があります。

例えば、イベントや事業について、

- いつから準備を始めたのか
- どの関係機関と連絡を取ったのか
- どのような問題が発生したのか
- どのように対応したのか
- 今後何をしなければならないのか

といった業務の経過が時系列で記録されていれば、後任者が業務の背景や経緯を把握しやすくなります。

これは単なる「引き継ぎ書」だけでは残りにくい、日々の業務過程そのものを組織として共有することにつながります。

(4)個人の記録を組織の財産へ

職員が日々の業務について個人の手帳やパソコン等に記録している情報の中には、行政組織にとって有用な知識や経験が含まれている場合があります。

しかし、それらが個人の中だけに蓄積されている場合、異動や退職によって組織から失われる可能性があります。

そこで、個人情報や機密情報等について適切な管理を行うことを前提として、公的業務に関する必要な情報を組織として共有・蓄積する仕組みについて検討することが重要です。

これにより、

「人が変わっても、仕事の知識が組織に残る行政」

を目指すことができます。

(5)過去の週報等の経験を踏まえた制度設計

浜田市において、過去に週報等によって業務内容を記録する取り組みが行われた経緯がある場合、その実施状況や課題を検証することも重要です。

記録制度は、導入すること自体が目的ではありません。

入力することだけが目的となり、誰にも利用されない制度になれば、職員の負担を増やすだけになってしまいます。

そのため、

- 入力項目を必要最小限にする
- IT・デジタル技術を活用する

- ・ 既存システムとの連携を図る
- ・ 記録した情報を実際の業務改善に活用する
- ・ 活用されていない項目は見直す

など、職員の負担を可能な限り抑えながら、実際に役立つ仕組みとすることが重要です。

(6) AI・DX を活用した業務改善

現在では、生成 AI やデジタル技術の発展により、従来は人間が手作業で行っていた業務記録の整理や分析についても効率化できる可能性があります。

例えば、日々の業務記録を蓄積することで、

- ・ 業務量の集計
- ・ 業務の繁忙期の把握
- ・ 類似業務の発見
- ・ 業務改善が必要な分野の抽出
- ・ 引き継ぎ資料の作成補助

などに活用できる可能性があります。

生成 AI については誤情報等のリスクもあるため、最終的な確認・判断は職員が行うことを前提としながら、業務効率化のための補助ツールとして活用することについても検討する価値があります。

3. 検討を求める具体的な事項

以上を踏まえ、浜田市役所において、次の事項について検討することを求めます。

① 日報等による業務記録の仕組み

職員が公的業務の内容、進捗、所要時間等を簡便に記録できる、日報等の業務記録システム及び統一的な運用方法について検討すること。

② 事務事業量調査への活用

日報等から得られる業務データを、事務事業量の把握、業務のボトルネックの発見及び適正な人員配置に活用する方法について検討すること。

③ 人事異動等における引き継ぎへの活用

日々の業務記録を、業務の経緯や課題等を把握するための資料として活用し、人事異動等に伴う業務引き継ぎをより円滑にする仕組みについて検討すること。

④ 組織としてのナレッジ共有

職員個人が保有している公的業務に関する知識や経験を、適切な情報管理の下で組織として蓄積・共有する方法について検討すること。

⑤ 制度の形骸化防止

過去の業務記録制度等の運用状況を検証し、入力すること自体が目的となることを避け、実際の業務改善や人員配置等に活用できる制度となるよう、必要に応じて改善・見直しを行う仕組みについて検討すること。

⑥ AI・DX 等の活用

職員の入力負担や集計作業を軽減するとともに、業務分析や引き継ぎ資料の作成等に AI・DX 等を活用する方法について検討すること。

4. まとめ

人口減少や行政需要の多様化が進む中、浜田市においても、限られた職員の能力と時間を最大限に活用することが重要になっています。

そのためには、単に「職員が何人いるか」だけを見るのではなく、

「誰が、どのような仕事を、どのくらいの時間をかけて行っているのか」

を可能な範囲で把握し、そのデータを業務改善、人員配置、DX 化及び人事異動時の引き継ぎ等に生かしていくことが重要です。

日報等の業務記録についても、職員を監視するための制度ではなく、職員の負担を減らし、業務を効率化し、職員が異動しても組織に知識と経験が残る行政を実現するための仕組みとして検討することが望まれます。

以上の観点から、浜田市役所における日報等の業務記録を活用した業務の可視化、事務事業量の把握、人員配置の適正化、引き継ぎの円滑化及び AI・DX を活用した業務改善について検討することを求めます。

公共事業における費用便益分析(CBA)の活用についての検討を求める請願

令和8年8月14日

あて先

浜田市議会議長 様

請願者

[Redacted]

住所:

電話番号:

[Redacted]

紹介議員

森谷公昭

1. 請願事項

浜田市が実施する一定規模以上の公共事業及び新規事業について、事業に要する費用だけでなく、利用者数、経済効果、市民に与える便益等を可能な限り数値化し、費用便益分析(CBA)を活用することについて検討することを求めます。

2. 請願理由

(1)はじめに:費用便益分析(CBA)とは何か

費用便益分析(CBA:Cost-Benefit Analysis)とは、事業の実施に要するコスト(費用:Cost)と、それによって得られる社会的・経済的な便益(Benefit)を可能な限り金銭価値に換算し、比較・評価する手法です。

代表的な指標の一つが、



費用便益比(B/C)=便益(Benefit)の現在価値 ÷ 費用(Cost)の現在価値

です。

一般的には、

- ・ B/C が 1 を上回る場合:費用を上回る便益が見込まれる
- ・ B/C が 1 を下回る場合:費用に対して便益が小さい可能性がある

と判断する一つの材料になります。

ただし、公共事業には防災、環境、文化、地域の安全・安心など、単純に金銭換算することが難しい効果もあります。

そのため、CBA の数値だけで事業の実施・中止を機械的に決めるのではなく、CBA を重要な判断材料の一つとして、その他の政策的・社会的な効果と合わせて総合的に評価することが重要です。

国土交通省では、公共事業について費用便益分析を含む事業評価を行っており、新規事業採択時評価、再評価、完了後の事後評価という仕組みを設けています。

また、費用便益分析においては、費用便益比だけでなく、純現在価値、経済的内部収益率、感度分析などを用いて評価する考え方も示されています。

(2)浜田市において CBA を活用する必要性

浜田市においても、人口減少や財政状況を踏まえ、限られた財源をより効果的かつ効率的に活用することが重要な課題となっています。

公共事業や地域活性化事業について、

「必要だから」

「地域活性化が期待できる」

「観光客が増えることが期待できる」

といった定性的な説明だけではなく、

「どの程度の費用を投入し、どの程度の効果が期待できるのか」

を、可能な限り客観的な数値によって示すことが、市民に対する説明責任を果たす上でも重要です。

例えば、観光・インバウンド事業であれば、

- 宿泊者数
- 日帰り客数
- 一人当たりの消費額
- 地域内での消費額
- 雇用への影響
- 地域経済への波及効果

などを可能な範囲で数値化することで、単なる「賑わい創出」という表現だけでは分からない事業効果を、市民や議会に対してより具体的に示すことができます。

(3)不確実性を踏まえたリスク検証

将来の利用者数や経済効果を完全に予測することは困難です。

しかし、予測が難しいからこそ、複数の条件を設定して事業のリスクを検証することが重要です。

例えば、

「想定した利用者数が 20%減少した場合にはどうなるのか」

「建設費が 10%増加した場合にはどうなるのか」

「維持管理費が想定以上に増加した場合にはどうなるのか」

といった感度分析や複数シナリオによる検証を事前に行うことで、事業のリスクをより具体的に把握することができます。

(4)事後検証と政策へのフィードバック

CBA は、事業を始める前だけに利用するものではありません。

事業実施後に、

「当初予測した便益」と「実際に得られた成果」

を比較することで、

- なぜ予測と実績に差が生じたのか
- 予測方法に問題がなかったか
- 成功した要因は何だったのか
- 次の事業で改善すべき点は何か

を検証することができます。

「事業を実施して終わり」ではなく、「実施した結果を検証し、次の政策に生かす」仕組みについて検討することが重要です。

(5)生成 AI 等を活用した CBA 業務の効率化

CBA を導入する場合、

「データの収集や分析に多くの職員の時間が必要になるのではないか」

「外部委託費が増えるのではないか」

という懸念も考えられます。

しかし現在では、生成 AI やデジタル技術が急速に進歩しています。

浜田市が導入している行政用 AI をはじめ、ChatGPT、Gemini、NotebookLM 等の生成 AI を、最終判断を任せるものではなく、職員を補助する作業助手として活用することにより、

- ・ 資料の整理
- ・ データの分類
- ・ 類似事例の検索・整理
- ・ 複数シナリオの作成
- ・ 感度分析の補助
- ・ 報告資料の作成

などの作業を効率化できる可能性があります。

生成 AI には誤情報を生成する問題もあるため、AI を最終判断者とするのではなく、あくまで職員を補助するツールとして位置付け、最終的な判断は職員が行い、使用したデータや根拠資料を確認する仕組みを設けることが必要です。

(6)EBPM への転換

これからの浜田市政においては、

「これまでこうしてきたから」

「地域から要望があるから」

「効果が期待されるから」

という判断だけではなく、

「どの程度の費用が必要で、どの程度の効果が期待され、実際にはどのような結果になったのか」

という客観的なデータに基づいて政策を判断することが、ますます重要になると考えます。

これは、EBPM(Evidence-Based Policy Making:証拠に基づく政策立案)の考え方にもつながります。

CBA は EBPM を実践するための一つの重要な手法であり、浜田市においても積極的に検討する価値があると考えます。

3. まとめ

人口減少や財政制約が進む中、浜田市において限られた財源を有効に活用するためには、事業の必要性だけでなく、その費用に対してどの程度の効果が期待できるのかを客観的に検証する仕組みが重要です。

CBA は、公共事業の価値を B/C だけで機械的に判断するためのものではなく、費用、便益、リスク、その他の社会的・政策的効果を整理し、議会や市民が事業の妥当性を判断するための材料を提供するものです。

したがって、浜田市が実施する一定規模以上の公共事業及び新規事業について、

1. 事前の費用便益分析
2. 複数シナリオによるリスク・感度分析
3. 事業実施後の事後検証
4. 検証結果を次の政策に反映する仕組み

について、生成 AI 等のデジタル技術も活用しながら、その導入・活用方法を検討することを求めます。

以上、お願いいたします。

公共施設の総コストの見える化についての検討を求める請願

令和8年8月14日

あて先

浜田市議会議長 様

請願者

住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

紹介議員

森谷公昭

1. 請願事項

浜田市が保有する公共施設について、建設費だけではなく、維持管理費、人件費、大規模修繕費、更新費、解体費等を含めた長期的な総コストを把握し、市民に分かりやすく見える化することについて検討することを求めます。

2. 請願理由

公共施設は、建設した時点で費用負担が終了するものではありません。

建設後も、光熱水費、修繕費、清掃費、管理費、人件費などが継続的に発生し、将来的には大規模修繕、建て替え、解体等にも多額の費用が必要となります。

そのため、公共施設の必要性や存続・廃止・再配置を判断する際には、建設時の費用だけではなく、将来にわたって必要となる総コストを把握することが重要です。



また、施設に関わる市職員の人件費など、直接的な施設維持費として計上されていない経費についても、可能な範囲で把握することが望ましいと考えます。

公共施設について、

- 建設費
- 維持管理費
- 人件費
- 修繕費
- 更新費
- 解体費
- その他関連経費

などを含めた長期的な総コストを把握することで、施設を保有することによる将来の財政負担を市民に分かりやすく示すことができます。

限られた財源の中で公共施設を適正に維持していくため、公共施設のライフサイクル全体にかかる総コストを把握し、見える化することについて検討することを求めます。

以上、お願いいたします。

公共施設再配置計画のさらなる見える化についての検討を求める請願

令和8年8月14日

あて先

浜田市議会議長 様

請願者

住所:

電話番号:

紹介議員

森谷公昭

1. 請願事項

浜田市が保有する公共施設について、原則として全体を把握した上で公共施設再配置の検討対象として整理し、再配置計画の対象外とする施設については、その理由、施設の特殊性及び財政的影響等を明らかにすることについて検討することを求めます。

2. 請願理由

人口減少が進む中、浜田市が保有する公共施設を将来にわたって適切に維持していくためには、施設全体を把握した上で、将来的な維持可能性を検討することが重要です。

一方で、特定の施設について再配置計画の対象から除外する場合には、市民から見て「なぜこの施設は対象外なのか」が分かりにくくなる可能性があります。

対象外とすること自体を否定するものではありません。



重要なのは、

- なぜ対象外とするのか
- どのような特殊事情があるのか
- 市の財政負担にどのような影響があるのか
- 将来的にどのような維持管理が必要になるのか

などを明らかにすることです。

公共施設については、一部の施設だけを個別に見るのではなく、市が保有する施設全体を把握した上で、将来の財政負担や人口動態等を踏まえて検討する必要があります。

その上で、特別な事情により再配置計画の対象外とする施設については、その理由や財政的影響を明らかにすることで、市民が公共施設全体の状況を理解しやすくなります。

公共施設再配置について、個々の施設を含めた全体像を市民に分かりやすく示す方法について検討することを求めます。

以上、お願いいたします。

市有財産の適正な使用料及び貸付の透明性についての検討を求める請願

令和8年8月14日

あて先

浜田市議会議長 様

請願者

住所:

電話番号:

紹介議員

森谷公昭

1. 請願事項

浜田市が所有する土地・建物等の市有財産を民間団体等に貸し付ける場合について、適正な使用料の確保を基本とし、無償または著しく低い使用料で貸し付ける場合には、その公益性、合理的な理由及び市の財政的影響を明らかにすることについて検討することを求めます。

2. 請願理由

市有財産は、浜田市民が共有する大切な財産です。

そのため、市有地や市有施設を特定の団体等が使用する場合には、その利用条件や使用料について、公平性と透明性を確保することが重要です。

特に、無償または著しく低い使用料で貸し付ける場合には、



- なぜ無償または低額なのか
- どのような公益性があるのか
- 市民にとってどのようなメリットがあるのか
- 市が負担する維持管理費等はいくらなのか

などを明らかにすることが、市民の理解を得る上で重要です。

また、市有財産を貸し付けることによって市に発生する機会費用や維持管理費等についても、可能な範囲で把握することが望めます。

市有財産について、特定の団体だけが過度な利益を受けることのないよう、公平性、公益性、透明性を確保した貸付のあり方について検討することを求めます。

以上、お願いいたします。

過去の公共事業・行政事業の検証と政策への反映 についての検討を求める請願

令和8年8月14日

あて先

浜田市議会議長 様

請願者

住所:

電話番号:

紹介議員

森谷公昭

1. 請願事項

浜田市が過去に実施した主要な公共事業・行政事業について、事業費、利用実績、当初の目的や目標、達成状況、課題等を検証し、その結果を今後の政策立案に生かす仕組みについて検討することを求めます。

2. 請願理由

行政においては、新しい事業を実施することだけでなく、過去に実施した事業を振り返り、その成果や課題を次の政策に生かすことが重要です。

事業が予定した成果を上げた場合には、その成功要因を分析し、十分な成果が得られなかった場合には、その原因を検証することで、将来の事業改善につなげることができます。

例えば、



- ・ 当初の事業目的は達成されたのか
- ・ 当初想定した利用者数に達したのか
- ・ 事業費に見合った効果があったのか
- ・ 維持管理費はどの程度発生しているのか
- ・ 現在も事業を継続する必要性があるのか
- ・ 今後の事業に何を生かせるのか

といった視点から検証することが考えられます。

過去の事業を検証することは、過去の担当者責めることが目的ではなく、同じ問題を繰り返さず、限られた市民の財源をより有効に活用するために必要な取り組みです。

また、過去の事業について検証結果を蓄積することで、新たな事業を計画する際の判断材料として活用することができます。

「事業を実施すること」だけではなく、「事業を実施した結果を検証し、その結果を次の政策に生かすこと」までを行政の政策サイクルとして位置付けることが重要です。

そこで、主要な行政事業について事後検証を行い、その結果を今後の政策形成に生かす仕組みについて検討することを求めます。

以上、お願いいたします。

請 願 書

請願第119号

令和8年8月14日

浜田市議会議長 殿

【請願者】

住 所:

氏 名:

連絡先:

【紹介議員】

森谷公昭

請願件名

出雲大火、佐賀関大火、及び熊本大地震の教訓を踏まえた大規模災害に強い

消防体制の構築と消防指令業務の広域共同化検討を求める請願

請願趣旨

近年、全国的に大規模な地震や激甚化する風水害が頻発しており、自治体における災害対策は一刻の猶予も許されない重要課題となっています。本年(2026年)6月23日に同じ島根県内の出雲市中心部(アーケード商店街「サンロードなかまち」)で発生した大規模火災は、全焼21棟を含む計24棟、約3,700平方メートルに及び、完全鎮火まで丸1日以上を要するという深刻な被害をもたらしました。築100年を超える老朽木造家屋の密集と、狭小な道路に阻まれて消防隊が奥に入れないという出雲大火の教訓は、古い商店街や密集地を抱える我が浜田市においても全く他人事ではありません。このような事態において、初期段階での迅速な状況把握と、他自治体や近隣消防本部からのシームレスな広域応援体制の構築が生死を分けます。

一方で、消防活動の『脳・神経系』とも言える高機能消防指令システムは、通常10～15年の更新サイクルごとに各自治体・消防本部が単独で整備すると数億円から十数億円もの莫大な費用がかかり、地方財政に非常に大きな負担を強いています。これに対し、総務省消防庁は、各自治体におけるコストの半減や、深刻化する消防人員不足に対応するため、消防指令システムのクラウド化や広域共同運用(共同化)を推進しています。



一例として大分県では、令和 6 年 10 月から県内すべての指令業務を一元化した『おおい
た消防指令センター』を稼働させ、広域での最適かつ迅速な相互応援を実証しています。共同
化により、システム整備・維持コストを半減させて複数自治体で分担し、さらに指令員の集約
によって浮いた人員を、不足する『現場の救急隊や救助隊』へシフトさせることが可能となっ
ています。

このように、国の推奨する『広域共同化』と、将来の浜田市の財政負担を大幅に削減しつつ、
住民の生命と財産を堅守し、持続可能な消防体制を維持するため、本自治体においても以下
の事項についてお願いいたします。

請願事項

1. 将来の浜田市の財政負担の軽減と、出雲大火等の教訓を生かした広域連携力を高める
ため、近隣の消防本部・自治体との間において、消防指令業務の「広域共同運用(シス
テム共同化)」に向けた具体的な共同勉強会・検討の場等の設置を検討すること。
2. 指令システムの共同運用によって得られる通信指令業務の集約効果を活かし、浮い
た人的資源を深刻な人員不足が懸念される現場の救急隊や救助隊に最適に配置・増員
するための「中長期的な消防人員計画」の策定等を検討すること。

以上